

令和 8 年第 3 回富士吉田市教育委員会定例会 会議録

日 時	令和 8 年 3 月 24 日（火） 午後 4 時 00 分
場 所	富士吉田市役所 東庁舎 2 階 206 会議室
出席委員	教 育 長 渡邊治男 職務代理者 遠山賢子 教 育 委 員 遠山直人、瀧口孝憲、河野大介
出席事務職員	加々美教育部長、柏木教育次長、安保学校教育課長、西野給食センター課長、山口生涯学習課長、清水図書館課長、布施歴史文化課長、林教育研修所長、丸山課長補佐、羽田主幹、武藤主事

1. 教育長挨拶

皆さんこんにちは。

本日はお忙しいなか、定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。教育委員の皆様には、小中学校の卒業式にご参列くださいますようお願いございました。

年度末が迫り、学校では明日が修了式となります。今年度は感染症での学級・学年閉鎖も少しありましたが、年間計画通りに教育活動を進めることができました。

一方、学校教育課では教職員の人事異動作業、市職員の人事異動がありました。管理職につきましては、加々美部長が役職定年に、柏木次長、給食センターの西野課長、生涯学習課の山口課長は配置換えになります。（また、研修所の勝俣敦指導主事は学校現場吉田中学校へ異動となります）

教職員の管理職人事異動につきましては、後ほどお伝えいたします。11 人の校長は、すべて地元出身者であり、15 人の教頭は他郡市から 6 人お手伝いいただくことになりました。一般の教職員につきましては、明日 3 月 25 日（水）発表ということになります。県全体で見ると、郡内地域は地元だけでは大幅に足りません。

さて、教員の人材不足ですが、小学校 5、6 年生で 25 人学級を実施すると、かなり足りないというのが現状です。従いまして知事の公約である小学校 5・6 年生の 25 人学級は、実施できておりません。市内の各学校におきましても基礎定数は、満たすことができましたが、「小学校専科」などの加配の部分で 2 人の欠員が生じているところです。新年度までには欠員の少ない状態にするよう県教委に対して強く要望しているところです。来年度、市教委いたしましては、欠員のところはもちろんのこと、特別支援に関しましても手厚く支援員を配置するなど特段の配慮を行っていきます。また、不登校対策につきましても、長年続けてきている総合教育支援員や昨年度設置したスクールソーシャルワーカーも、来年度も継続してまいります。教育現場ではとにかく人材不足が喫緊の課題です。

いつも同じ言い方を繰り返してしまいましたが、各課内で来年度も、みんなで力を合わせ、

時には教育委員会全体で力を合わせて教育行政の推進を図ってまいりたいと思います。本日も委員の皆様には前向きなご意見をよろしくお願い申し上げまして挨拶といたします。

2. 教育長開会宣言

3. 日程第1 前回会議録の承認

令和8年第2回定例会会議録が承認される。

4. 日程第2 会議録署名委員の指名

会議録署名委員の氏名は、遠山 賢子委員、遠山 直人委員を指名する。

5. 日程第3 一般業務報告

- (1) 教育長の令和8年3月業務報告を学校教育課長より報告する。
- (2) 令和8年4月業務予定を各担当課長より報告する。

【了 知】

6. 日程第4 議案第2号「富士吉田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」

〔説明〕 学校給食センター課長

……………《学校給食センター課長説明》……………

【原案のとおり承認】

7. 日程第5 議案第3号 「富士吉田市食物アレルギーを有する児童又は生徒及び富士吉田市立学校以外の小中学校在学の児童又は生徒の給食費等に対する補助金交付要綱の一部

を改正する要綱について」

〔説明〕 学校給食センター課長

……………《学校給食センター課長説明》……………

【原案のとおり承認】

8. 日程第6号 議案第4号 「富士吉田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について」

〔説明〕 学校教育課長

富士吉田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、学校教育課よりご説明いたします。

現在、国は教員の優れた人材確保の必要性を鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るために「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等」の一部改正を行い、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定や主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講じています。

議案4号と議案5号はその関連になります。

まずは議案第4号についてであります。この経過から学校教育法第27条及び第37条の改正を行い、令和8年4月1日より幼稚園、小学校、中学校等で学校の教育活動に関し、教職員間の総合的な調整を担うことの出来る「主務教諭」の設置が任意で可能となります。山梨県では令和8年度には配置はございませんが、この改正に合わせて規則を法令に合わせるものであります。

それでは、改正文を読み上げさせていただきます。

議案第4号

富士吉田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

富士吉田市立小・中学校管理規則(平成14年教委規則第2号)の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月24日提出

富士吉田市教育委員会

教育長 渡邊 治男

富士吉田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

富士吉田市立小・中学校管理規則(平成14年教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「主幹教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

第3条第2項の表教員の部主幹教諭の項の次に次のように加える。

主務教諭 児童又は生徒の教育をつかさどり、命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第3条第3項の表中「養護婦」を「養護士」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第4号 富士吉田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、委員の皆様、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔質疑〕

遠山 直人委員

4月から主務教諭を配置するということか。

学校教育課長

山梨県においては令和8年度は配置の予定はございません。法律の変更に伴い本市の規則も変更するものです。

河野 大介委員

新しい役職ができるということか。

学校教育課長

主に学校運営の改善を目的としています。管理職の下に新たに主務教諭ができました。立場は教員と同じです。

【原案のとおり承認】

9. 日程第7 議案第5号 「富士吉田市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」

〔説明〕 学校教育課長

議案第5号 富士吉田市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則につきまして説明いたします。

……………《学校教育課長説明》……………

【原案のとおり承認】

10. 日程第8 議案第6号 「富士吉田市教育委員会物品取扱規程の一部を改正する規定について」

〔説明〕 学校教育課長

富士吉田市教育委員会物品取扱規程の一部を改正する規程につきまして、ご説明いたします。

……………《学校教育課長説明》……………

【原案のとおり承認】

11. 教育長閉会宣言